

佐賀県告示第 141 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 7 年 7 月 13 日に失効する。

令和 7 年 7 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) プロパン - 1 - オン (通称名 : Cypuylone、N-Cyclohexylmethylyone) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N - エチルエタン - 1 - アミン (通称名 : N-Desethyl etonitazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 (8 R) - 6 - アリル - N , N - ジエチル - 1 - (チオフェン - 2 - カルボニル) - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド (通称名 : 1T-AL-LAD) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。